

時事新報の尙商立國論

時事新報は時勢の要用に促がされて来る二十七日より連日の紙上に尙商立國論を掲げ立國の方針を尙商と定めて其實手録を請ひ商人に訴へ政府に訴へ學者士君子に訴へて廣く大方の高貴を俟たんとす

石版畫の大附録

第三回内國勸業博覽會の出品百種を撰み廣く縦横の投票を募りたるに美術品中の諸版畫にて投票の多數を得て時事新報金牌を贈る事となりたるは府下京橋區宗十郎町信陽堂の出品したる婦人樂樂の圖より由本社は信陽堂に托し此圖を美麗なる石版畫に志し新報一頁大の附録として来る九月五日の新報に添ふべし

時事新報

先づ主義を一定す可し

帝國議會の開設もいよいよ三箇月の後に迫りたるに付今民間の政治社會は一層の景氣を加へ進歩黨の合同談と云ひ中立派議員團結の計畫と云ひ其表面に現はれたる處にては何れも政府に對し議場に勢力を占めんとするの目的あるが如し而して政府の議會に處するの方略は如何と云ふに近來頻りに諸種の法律を發布し殊に彼の憲法第六十七條に關する疑問に對しては其註釋とも云ふ可き會計法補則を發して既定歳出の項目を確定し又集會政社法を布て政黨政社の取締を嚴にする等其真意の所在は兎も角も民間に在りて反對の地位に立つ者より之を見れば恰も法律の利器に據り議會と相對して一步も譲らざるやの觀なきにあらざる可し我輩の所見を以てすれば既に議會を開きて議政の權利を與へながら節より之を牽束して其動を自由ならしめざるは恰も成年者に對して小兒の待遇を爲すと同様、處置の當を得たる者と思はれされ共又政府當局者の身となりて考ふれば本年の議會は何を云ふにも初度の事にして其手帳も分明ならざるのみならず以前の事を顧みれば今の議員中には随分無責任の說を爲して議者の笑を買ひたる者もあきにあらず是を思ひ彼を思へば議會に對して十分の安心を爲す能はざるも決して無理ならず左れば政府が今の時に當り大に前途を苦慮して頗る諸種の工風を運らし或は法律の力に依りて不慮の變に備へんとするが如きも深く答るに足らず我輩は唯當局者の氣轉、漫に利器を利するとなき如何なる場合に際しても成る可く議會の感情を損せずして巧に其間に處する所あらんと希望するのみならず我輩は更に大に政府に向て望む所のものと云ふは外ならず今日より強め其主義を一定し同主義の者を以て内閣を組織するの一事なり我輩の素論は屢々紙上にも陳述したる如く議會の開設後數年の間は暫く無事に経過せしむるを國家安寧の最良策ありと信するものにして如何なる原因事情に因るも開會早々内閣の交迭を見るが如きは決して喜ぶ可き事相に非ず又實際に於ても現政府が外部の反對に遇ふて民間の政黨に其地位を譲り渡すが如きは容易にあるまじき事あれども從來の經驗に依るに政府内部の不平と外部の反對と相應じて局面を變じたるの例は少からず昨年の條約改正論に引續き内閣の變遷の如きは即ち内より其端を發したる最近の通例にして内閣組織の方法の儘にてあらん限りは是種の變例は決して除去する能はざるものと覺悟せざる可ら

す如何とされば今日の如く異種異色の人を以て組織する所の内閣に向ひ平常無事の日には兎も角も一旦大問題の破綻に際して合同一致を期するは到底望む可らざればなり蓋し議會の未だ開けざるの前に在りては假令へ斯る事情の爲めに時として内閣に破綻を生ずる事あるも周旋奔走の間に之を彌縫するも敢て難からずして甚しき不都合も見ざりし事あれども議會開設の曉には即ち然らず外の反對に加ふるに内の應援を以てすれば内閣は恰かも患を腹背に受くるものにして如何なる智者も防禦の術に苦しまざるを得ず政府の利にあらざるあり政府の不利は敢て問ふ所にあらずれども議會の開設早々内閣の混雜を引起す事もあらんか其原因は内外何れよりするも一國の安寧上決して喜ぶ可き事相にあらざれば政府は今より大に覺悟して此後數年間をば無事に経過せしむるの決心なかる可らず其方法は他なし唯其主義を一定して同主義の人を以て固く其地位を守るの外なきのみ聞く所に據れば近頃人材網羅策を唱へて今の後進の若政治家を收用す可しとの議もありと云ふ其眞偽如何は知る可らずと雖も政府今日の急務は人を集むるに在らずして心を一にするに在り人材多しと雖も其心一ならずれば適宜以て事を妨ぐるに過ぎず餘事は兎も角も議會開設後の數年間を無事に経過するの方便は政府が先づ其主義を一定し同主義の人を團結し議會内外の議論勢力いよいよ内閣の更迭を促すに足る可きの時節到來まで固く其地位を守りて容易に動かざるに在り蓋し政府が諸種の法律を設けなごして頻りに初度の議會に掛念するが如きも畢竟は無事靜謐を希ふの念に外ならざる可けれども後來政府の患は外の反對に在らずして寧ろ内の變動に在り議會の功效を前に控へながら國家安寧の爲めに能く今後數年間の無事を保つ可きは唯夫れ其主義を一定し其團結を鞏固にし以て不慮の内變を防ぐの一方に在る可しと我輩の敢て信する所あり

官報

- 内務省訓令第二十九號 北海道廳 府縣 赤松郡山梨島根和歌山島根 招魂社前墳墓共修繕ノ儀ハ該受持神官監督ヨリ其願ヘ爲申立通宜分メ 但改正及有形變更ハ當省ヘ何出ツレ 明治二十三年八月二十二日 内務大臣伯田西郷從道 一男女たのしみ友 大坂南區玉屋町十三番邸名倉權輔發行 有出版物ハ風俗ヲ擾亂スルモノト認ムルハ其發售ヲ禁止ス 明治二十三年八月二十二日 内務大臣伯田西郷從道 ○警備部訓令第二十一號 本年(八月)會費第十大檢校所設置所ノ内務省停車場内務省本局 二十三日發、截止ス 明治二十三年八月二十二日 警備總監子爵田中光顯

雜報

○教育は感化を尙ふ 教育を授くるの難きは受くるよりも甚しく難儀なるもの伶俐なるもの活潑なるもの柔順なるもの智勇夫々に其性の赴く所を察して之を誘ひ之を導き以て能く其天真爛漫たる所を發揮せしむるに在り蓋し人の性や猶ほ水の如く彼の愛らしき兒童の心は業内者の指圖に従ふて西とも東ともなり易き幾分の偏向あるものゆゑ取別け小學の如き普通の教育を授け人間獨立の基礎を養成するの局に當るものは最も深く其邊に注意し文字以外の教育即ち所謂感化薫陶を加味して天賦の有爲の人物を養成すべし然れども之を言ふは易く之を行ふは難く到底尋常人の爲し得べき所

にあらざるゆる全國一般の教育者に向て其完全を望むみとは固より六ヶしき注文とするも教育を以て自ら任ずるものは幾分か其義務を果すの心懸あるよし肝要ありと知るべし先きに我が文部省にては人物査定の訓令を發して學問教育の外に人物養成の端を開かんざらざるも數年の經驗に依りて其實の容易に舉げざるを知り此程斷然其訓令を廢したり抑も教育の事は當局の官吏が何程干渉したりとて其割合に進歩發達するものにおらず手近に例を取れば世間學問嫌ひの兒童が父兄の切諫を受くるも之に従事するの念なく終に無事を以て其身を終るを見ても亦自ら明白なる次第にして況んや文字上有形の教育と異なり更に一層の難事たる精神無形の所謂人物なるものを陶冶せんとするに於ては一紙半片の訓令を以て其目的を遂げんとするは當に容易の業にあらざるのみか或は唯人をして斯る事は命令的に其實行を促がすべき性質のものにあらざるかを疑はしむるのみあらんれども其れは姑く別問として身直接に教育の任に當り居るものは其訓令の存廢に拘はらず前にも述べし如く自然に感化の効薫陶の力に依りて學童兒童の天真を發揮せざるべからず當て聞く石川縣にて教育に熱心ある某氏小學校に臨みたるとき生徒を獎勵するが爲めに多くの生徒に向ひ何事にて人の爲し得ざる所のものを爲す人は難れなるやと問ひし處姑くの間は衆生徒互に顔見合せて默然たりしが既にして一人の生徒之を答へて何某氏は常に親の命に背きたるものと申し是れ人の爲し得ざる所のものを爲すものと謂ふべしと述べしかば某氏は左らばとて其本人に賞譽を與へ次に他人の美事を舉げたるは頗る好みすべき事となりとて指名したる生徒にも褒美を授けしが此事を見聞したる者共亦自然に其感化を受け是れよりして生徒の行狀著しく進歩したりと云ふ凡そ此の如きことば則ち所謂文字以外の教育にして命令の能くする所にあらず唯教育家其人の方寸に在るものなれば文部省の發したる訓令の有無に拘はらず天賦の有爲の人物を養成するも其眞正の教育家と謂ふべけれ云々とざる教育家は物語りぬ

○合衆國の銀券條例 度々の討議修正を経て上下兩院を通過し遂に去る十三日より實施したる彼の合衆國の銀券條例は既に同國法律の一部となれり其要點は過日の紙上に掲げられたる如く尙ほ詳く全文を譯すれば左の如し 第一條 合衆國大藏卿は純銀三百七十一と百分の二十五グラインに付一幣に超過せざる市價を以て毎月四百五十萬オンスに達するまで若くは定額金を以て買入得べきだけの銀塊を常に買入るべく又其買入銀塊の仕拂には合衆國大藏省券を發行して之に充つべし但し其券面大小及び形狀は千弗より大からず一毫より小ならざる間に於て大藏卿の便宜に任すべし而して本條例實施の爲めに要する金額は其他の適に適用する能はざる大藏省の普通貨幣を適用すべき事 第二條 本條例に従ふて發行したる大藏省券は合衆國の大藏省若くは其代理所に於て請求に従ふて貨幣と兌換すべし而して兌換したる省券は再び發行するを得べし併し再發行の省券は買入れたる銀塊及び之を以て鑄造したる本位貨幣の費用に超過すべからず又其省券は租稅、海關稅其他公私一切の取引に本位として故障なく受授せしむべし但し契約によりて仕拂金の種類を明記せしものは此限りにあらず又右諸條に收入したる時は再び發行するを得べし又其

省券を國立銀行見做すを得べし 第三條 大藏卿の間本條例に於て本位貨幣を省券に換換するに生じたる損益を其省券の發行に充てるべき事 第四條 本條例の高及び引去るれば(の高を決定するに當りて) 第五條 「本位」可するの法律」 第八日條例中每からず四百萬弗 本條例によりて 第六條 國立銀行に納附し及ばず 受取置くべし 銀行紙幣を消却し右銀行紙幣を消却する旨通貨監査官に申し但し其拂戻すべきもの内よりとする所に從て 準備金は以て適当紙幣流通高百分消却の爲めに田加へしむる千は適用すべし 第七條 本條例 第八條 康實俱樂部に主義の新政黨組織が元來黨に愛國、機關も出來し位位會の委員と聯合す上に就き一味の取柄あるる宜し一に合し、合し、外見上如何なるればとて扱は蓋して九州同志會頃には三派の差違が直に同志會なれば三派員も其團體を解一其議決にして下に合體したるに要するに康實體を申し三派員を奔走すれと解散の事も決定